

定 款

一般社団法人超スマート社会建設協議会

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人超スマート社会建設協議会と称する。

(目的及び事業)

第2条 当法人は、スマートコミュニティ事業に必要な技術開発及び次世代のエネルギーインフラとサービスを含む社会システムの構築・促進を目指し地球温暖化やエネルギー問題の解決に貢献する事を目的として、次の事業を行う。

1. スマートコミュニティ構築に関する実証実験、企画立案及びコンサルティング
2. スマートコミュニティ関連技術、設備等の売買、運用及び保守管理
3. 地球温暖化対策と経済活性化を両立する為の技術開発、共同研究及びコンサルティング
4. エネルギー技術を活用した都市開発、地域開発のコンサルティング
5. 環境、エネルギー、ロボット、情報通信技術等に関する調査、研究開発及びコンサルティング
6. 建築、土木、機械設備等に関する設計監理、施工及び保守管理
7. スマートコミュニティ関連企業の海外展開、広報等の支援事業
8. スマートコミュニティ関連企業、団体等の情報交換、交流事業
9. 一般及び特定労働者派遣事業
10. 前各号に附帯関連する一切の事業

(主たる事務所の所在地)

第3条 当法人は、主たる事務所を大阪市に置く。

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

(機関)

第5条 当法人は、社員総会及び理事のほか、次の機関を置く。

- 1 理事会
- 2 監事

第 2 章 社員及び会員

(入社)

第 6 条 当法人の社員は次の者とする。

- 1) 当法人の目的に賛同し、入社したもの
 - 2) 当法人の会員のうち、第 9 条 1) に規定されている幹事会員のうち、当法人への入社を希望する者
2. 当法人の社員となるには、当法人所定の様式による申込をし、理事会の承認を得るものとする。

(社員の資格喪失)

第 7 条 当法人の社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1) 当該社員が除名されたとき
- 2) 当該社員が死亡又は解散したとき

(入会)

第 8 条 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による申込をし、理事会の承認を得るものとする。

(会員)

第 9 条 当法人の会員は以下の通りとする。

- 1) 幹事会員：
スマートコミュニティ事業に参画する企業の内、中心的な役割を担う企業
- 2) 正会員 A：
スマートコミュニティ事業に参画する企業であり、資本金 1 億円以上の企業
- 3) 正会員 B：
スマートコミュニティ事業に参画する企業であり、資本金 1 億円未満の企業
- 4) 準会員：
スマートコミュニティ事業に参画しない企業
- 5) 学識会員等：
大学、学術研究機関等で本事業に密接にかかわる学識者等であり、社員総会で承認された者
但し、会員種別が上記要件に該当しない企業等の場合でも、特別に社員総会の決議をもって認めることができる。
なお、当法人の会員に関する細則は別途「会員規則」にて定めるものとする。

(任意退社、退会)

第10条 当法人の社員が退社又は退会する場合は、1か月前までに当法人所定の書面により申し出なければならない。但し、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

(除名)

第11条 当法人の社員が次のいずれかに該当するに至った時は、社員総会の特別決議によって当該社員を除名することができる。

- 1) この定款その他規則に違反したとき
- 2) 当法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
- 3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

(社員名簿の記載事項)

第12条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

2. 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した社員の住所又はその者が当法人に通知した住所に発して行う。

第3章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(社員総会)

第15条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めるがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。

2. 代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会の決議により定めた順位により、他の理事がこれに代わり社員総会を招集する。
3. 社員総会を招集するには、会日より5日前までに、各社員に対して、その通知を発することを要する。但し、総社員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開くことができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(決議の方法)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 社員総会の特別決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

(議決権)

第19条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(社員総会の決議の省略)

第20条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員からの提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第21条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(理事)

第23条 当法人には、理事5名以内を置く。

2 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより職務を執行する。

(監事)

第24条 当法人の監事の員数は、3名以内とする。

2 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

(理事・監事の選任及び解任の方法)

第25条 当法人の理事及び監事の選任並びに理事の解任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 監事の解任は、社員総会の特別決議によって行なう。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

4 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事)

第27条 当法人は代表理事1名を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

(責任の一部免除又は限定)

第28条 この法人は、一般法人法第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により、免除することができる。

2 この法人は、一般法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当該法人の使用人でないものに限る。）又は監事との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、一般法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

(報酬等)

第29条 当法人の役員報酬、その他の職務執行の対価としてとして当法人から受ける財産上の利益は社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、代表理事がこれを招集し、会日の3日前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(招集手続の省略)

第33条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故若しくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれに代わるものとする。

(理事会の決議)

第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第37条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した代表理事（代表理事に事故若しくは支障があるときは出席理事）及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第38条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(予算の議決・決算の承認)

第39条 当法人の毎事業年度の予算は代表理事が作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

2. 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、代表理事は、社員総会の決議にもとづき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出する事ができる。
3. 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
4. 当法人の毎事業年度の決算は、代表理事が、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金処分又は損失処理に関する書類及び附属明細書を作成し、社員総会の承認を受けなければならない。

(計算書類等の備置き)

第40条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配制限)

第41条 当法人は、社員その他の者に剰余金を分配することができない。

(残余財産の帰属)

第42条 当法人が清算時に有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトに掲げる法人に贈与するものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会の特別決議によって変更することができる。

(解 散)

第44条 当法人は、社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

第8章 事務局

(事務局)

第45条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長、部長などの重要な職員は理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

第9章 附則

(定款に定めのない事項)

第46条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。